

指定自動車教習所を取り巻く環境を改善し、安心安全な車社会構築を目指す決議文

昭和35年に指定自動車教習所制度が施行されてから今日に至るまで、指定自動車教習所は、優良ドライバーの育成を図ることで、交通の安全に寄与し、また地域の交通安全教育センターとして重要な役割を担ってきた。

しかし、少子高齢化や若者の車離れによる新規免許取得者の減少により、年間で10事業所ほどが閉鎖に追い込まれるなど、指定自動車教習所を取り巻く環境はとてつもないものとなっている。

加えて、増加傾向にある高齢者講習は、実施に手間がかかる割には委託料が充分とはいえず、指定自動車教習所の経営を圧迫する要因の一つとなっている。特に車社会の地方では免許保持の必要性が高いにもかかわらず、経営難により撤退する教習所が多く、遠方での教習や講習を迫られている。

上述の状況に鑑み、交通安全対策特別委員会並びに当議連では、指定自動車教習所が地域の交通安全教育センターとして機能し、安心・安全な車社会を構築する観点から、次の提言を決議する。

記

一、教育現場における「三ない運動」見直しの事例等を踏まえながら、高校生の免許取得が年明けに集中するなどの繁忙期と閑散期の入所者数の格差を是正し、入所者を平準化することで、繁忙期に強いられる教習指導員の超過勤務を改善するとともに、教習所経営の安定化を図ること。

一、高齢者による重大事故を防止すべく教習所が高齢者講習を円滑に行えるよう、高齢者講習の委託料や指導体制等の見直しや予算税制上の措置を検討すること。

一、指定自動車教習所は地域の交通安全教育センターとしての公共の役割を担っていることを踏まえ、過度な価格競争に陥らないための措置や、税の負担軽減措置を検討すること。

一、指定自動車教習所の経営力を向上させるべく、交通安全の維持確保を前提としたうえで、教習内容、教習指導員及び検定員資格や教習車両等に関して、出来る限り合理化を図ること。また、教習所のブラッシュアップ講習を法制化することなどにより、教習所の交通安全教育センターの機能を活かす工夫をすること。更には、ドローン講習の実施等教習所の役割拡大も柔軟に検討していくこと。

一、運送事業者の人材不足の解消と若年労働者の雇用促進の切り札として、準中型免許制度が開始された。こうした動きを踏まえ、準中型免許や第二種免許などを含めたプロドライバーの育成促進に努めること。

右、決議する。

平成二十九年十二月五日

自由民主党政務調査会 交通安全対策特別委員会

指定自動車教習所を応援する議員連盟